

群馬県空手道連盟
評議員選出細則

目 的

第1条 この細則は、群馬県空手道連盟（以下本連盟という）規約第16条の評議員選出に関する事項について定める。

選出方法

第2条 本連盟の評議員は、次の各号により評議員候補者を選出し、評議員会の承認を受けた後、会長が委嘱する。選出された理事の属する団体は、当該理事とは別に評議員を選出することができる。

1. 評議員は、原則として道場から1名選出する。
2. 評議員は郡市連盟の承認を受け、郡市連盟会長と道場責任者の連名、押印のもと推薦書を作成する。
3. 所属道場の推薦書の提出は、郡市連盟ごとに取りまとめ提出すること。

本細則の変更

第3条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

本細則は昭和58年 3月27日 施 行
平成26年 9月27日 一部改正